

福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 利益相反に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡歯科大学、福岡看護大学及び福岡医療短期大学（以下「歯科大学等」という。）の産学官連携活動（臨床研究を含む）（以下「産学官連携活動等」という。）の実施における教職員等の利益相反に関する事項を円滑に解決することにより、産学官連携活動等を適正かつ健全に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

- ア 教職員等が産学官連携活動等による外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者からの懸念が表明されかねない状態
- イ 教職員等が産学官連携活動等の実施に伴う職務遂行責任と、教育研究という歯科大学等における責任とが相反している状態
- ウ 教職員等が産学官連携活動等の実施に伴う職務遂行責任と、教育研究という歯科大学等における責任とが両立し得ない状態

(2) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 「学校法人福岡学園就業規程」第2条に定める者
- イ 歯科大学等の施設又は設備を使用して研究活動を行う者

(3) 「産学官連携活動等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 共同研究
- イ 受託研究
- ウ 奨学寄付金
- エ 技術移転
- オ 技術指導
- カ 大学発ベンチャー
- キ 臨床研究
- ク 治験研究
- ケ その他産学官連携に係る個人的利益に関する活動

(利益相反状態の判断基準)

第3条 教職員等は、利益相反について、客観性、公平性に照らし社会通念上妥当とされる範囲及び行為を著しく逸脱しているかを判断基準とする。

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 歯科大学長の諮問に応じ、利益相反に関する必要な事項について審議するため、福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学・医療の専門家等自然科学の有識者5名（うち看護大学及び短大から各1名）

(2) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者2名

(3) 一般の立場を代表する者1名

(4) その他歯科大学長が必要と認めた者

2 委員は、歯科大学等の教職員以外の者を含み、かつ、男女両性で構成されなければならない。

3 第1項に掲げる委員は歯科大学長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(成立及び議決)

第8条 委員会は利益相反に関わる当事者を除く委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 委員会は、歯科大学長の諮問により次に掲げる事項を審議する。

(1) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項

(2) 利益相反に関する個別案件の審査、助言及び勧告に関する事項

(3) 利益相反に関する外部への説明責任に関する事項

(4) その他利益相反に関して必要な事項

(自己申告書)

第10条 教職員等が産学官連携活動等を実施する場合には、利益相反自己申告書(別紙様式第1)を歯科大学長へ提出しなければならない。

(委員会による調査及び審査等)

第11条 第9条第1号及び第2号に定める調査及び審査等は、教職員等からの自己申告書の提出に基づき実施する。

2 委員会は、第9条第1号及び第2号に基づく調査及び審査の結果、利益相反の状態にある又は利益相反の状態に陥る可能性があるると判断した場合は、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行うことができる。

3 委員会は、第9条第1号及び第2号に基づく調査及び審査の結果を、利益相反審査結果通知書(別紙様式第2)により、当該教職員等に対して通知するとともに、歯科大学長に報告しなければならない。

4 委員会は必要に応じて、教職員等への聞き取り調査等を行うことができる。

(意見申立)

第12条 教職員等は、委員会の調査及び審査の結果に不服がある場合は、意見申立書

(別紙様式第3)を歯科大学長に提出することにより、再度審査を要請することができる。

- 2 歯科大学長は、前項の意見申立てがあつた場合、委員会に再審査を命じ、委員会はその結果を利益相反再審査結果通知書(別紙様式第4)により、教職員等に通知するとともに、歯科大学長に報告しなければならない。

(秘密の遵守)

第13条 第5条に定める委員、利益相反マネジメントに関するすべての者は、職務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。その職を辞した後も同様とする。

- 2 教職員等から提出された自己申告書等に関する個人情報、外部に漏洩することのないよう教育研究支援課において厳重に保管・管理しなければならない。

第14条 利益相反に関する事務は教育研究支援課において担当する。また委員会の運営等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この改正規則は、平成22年2月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成23年7月19日から施行し、平成23年6月7日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成26年11月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成27年9月18日から施行し、平成27年9月18日から適用する。

附 則

この改正規則は、平成28年9月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和3年3月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正規則は、令和5年3月29日から施行する。

利益相反自己申告書

福岡歯科大学長 殿

所 属： _____

職 名： _____

申告者名： _____

研究題目	
------	--

当該研究に関係するものについて洩れなく記載すること

1、申告者の外部活動(診療活動を除く全てを記載)

外部活動の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)
(有の場合のみ、企業・団体ごとに記載)		
企業・団体名		
役 割(役員・顧問等)		
活動内容		
活動時間(時間/月)		

2、申告者の家族^{※1}の外部活動(診療活動を除く全てを記載) ※1 同一生計の配偶者及び一親等の者

外部活動の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)
(有の場合のみ、企業・団体ごとに記載)		
企業・団体名		
役 割(役員・顧問等)		
活動内容		
活動時間(時間/月)		

3、企業・団体からの収入(診療報酬を除く) 複数の場合、列記する。

収入の有無	有 ・ 無	(例、年間の合計収入が同一組織から <u>100万円</u> を超える場合に有に○)	
(有の場合のみ、企業・団体ごとに下記の項目にて記載)			
企業・団体名			
報酬・給与	万円/年	ロイヤリティ	万円/年
原 稿 料	万円/年	講演謝礼等	万円/年
その他の贈与	万円/年		

4、産学連携活動にかかる受入れ額

申請研究に係わるもので、申告者もしくは所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、依頼出張、客員研究員、ポストドクトラルフェローの受け入れ、研究助成金・奨学寄付金の受け入れ、依頼試験・分析などを含む。		
産学連携活動	有 ・ 無	(例、年間の合計受入れ額が同一組織から <u>200万円</u> を超える場合に有に○)
活動内容		
企業名		
授受金額	万円/年	

5、申告者及び申告者の家族の産学連携活動のエクイティ

エクイティ equity とは、公開・未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権等をいう		
エクイティ保有の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)
企業名		
エクイティの種類(数量)		

※未公開株(公開後 1 年以内も含む)は 1 株以上、公開後は発行済株の 5%以上を保有している場合に報告

6、インフォームドコンセント(IC)説明文への記載

利益相反に関する記載が説明文にあるか。		
記載の有無	有 ・ 無	(該当するものに○) (ICがない場合は、「無」に○)

私及び私と同一生計の配偶者及び一親等の者の研究等についての、利益相反に関する状況は上記のとおりであることに間違いありません。

報告日 令和 年 月 日

申告者署名 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

注：

- 1) 申告日より起算して、1年間の活動・報酬について記載する。
- 2) 研究継続については毎年 4 月 1 日に申請書を更新した形で提出する。
- 3) 研究実施期間中に新しく利益相反状態が発生した場合には、その時点より 6 週間以内に修正した自己申告書を提出する。

利益相反審査結果通知書

殿

福岡歯科大学長 印

令和 年 月 日付貴殿から申請のあった下記研究題目については、審査の結果次のとおり決定したので通知します。

記

1 研究課題 _____

2 審査結果（○印）

（1）利益相反行為に該当しない

判定理由：

（2）利益相反行為に該当する

判定理由：

助言

()

勧告

()

※当該判定結果に不服がある場合は、学長に意見申出書を提出することができます。

意見申立書

福岡歯科大学長 殿

所 属 : _____

職 名 : _____

氏 名 : _____

令和 年 月 日付の利益相反審査結果通知書(受付番号 : _____)について、下記のとおり意見申立を行います。

記

意見申立の理由

※意見申立の根拠となる資料等があれば、意見申立書に添付してください。

利益相反再審査結果通知書

殿

福岡歯科大学長 印

令和 年 月 日付貴殿から提出された意見申立書につき、審議会での審議において下記のように決定いたしましたので、ここに通知します。

記

1 研究課題 _____

2 再審査結果 (○印)

(3) 利益相反行為に該当しない

判定理由：

(4) 利益相反行為に該当する

判定理由：

助言

()

勧告

()

※なお再審議結果に対して再度意見申立書を提出することはできません。